

熊本大学病院
医療技術部ME機器技術部門
臨床工学技士（正職員）募集要項

職 種	臨床工学技士（正職員） 1名
採 用 予 定 日	令和9年4月1日
応 募 資 格	①臨床工学技士免許所有者 ②臨床工学技士免許取得見込者 ※ただし、②に該当する方で、令和8年度に実施される臨床工学技士国家試験に合格しなかった場合は、採用内定を取り消すこととなります。
選 考 方 法	一次選考：筆記試験（専門・小論文） 二次選考：面接試験 ※二次選考は一次選考合格者のみ実施します。
選 考 日 場	筆記試験日時：令和8年9月11日（金） 受付時間 9：00～9：20 ※日時等について改めて御案内はいたしませんので、応募された方は当日受付時間内に直接会場へお越しください。 会場：管理棟3階 第一会議室 案内：本院ホームページをご参照ください。 （ http://www.kuh.kumamoto-u.ac.jp/map/zentai.html ） 面接試験日：令和8年10月14日（水） 詳細は一次選考合格者に別途通知
応 募 書 類	①願書（本院所定様式） ②履歴書（本院所定様式・A4用紙片面1枚に印刷（原則としてPC等で作成）・出願前6か月以内の写真を貼付してください） ③申告書 ④卒業・修了（見込）証明書（最終学歴のもの） ⑤成績証明書（臨床工学技士養成機関のもの） ただし、大学院修了または修了見込みの方は学部と大学院の両方の成績証明書を提出してください ⑥臨床工学技士免許証の写し（所有者のみ） ※願書・履歴書・申告書の様式は、本院ホームページの職員募集からダウンロードできます。（ http://www.kuh.kumamoto-u.ac.jp/etc/recruit/ ） ※提出された応募書類は返還しませんのでご承知おきください。
応 募 締 切	令和8年9月4日（金） 17時必着（持参・郵送可）
応 募 方 法	上記応募書類を一括して応募締切までに下記提出先に提出してください。 なお、郵送する場合は必ず「簡易書留」とし、封筒表面に「令和9年度臨床工学技士（正職員）願書在中」と朱書してください。
提 出 先	〒860-8556 熊本市中央区本荘1-1-1 熊本大学病院 総務課人事給与担当 電 話 096-373-5913（直通）
問 合 せ 先	・募集・処遇に関すること・・・「提出先」に同じ ・業務・病院見学に関すること・・・医療技術部ME機器技術部門 （096-373-7127（直通））
処 遇	別紙のとおり

※1 応募後に受験を辞退される場合は早急にご連絡願います。

※2 応募者の方から取得した個人情報、採用業務以外の目的で使用することはありません。

～処　　遇～

募集者の名称	国立大学法人熊本大学
業務内容	(雇入れ直後) 病院ME機器センターにおける臨床工学技士の業務 (変更の範囲) 熊本大学が定める業務 (ただし、出向規定に従って出向を命じることがあり、その場合は出向先の定める業務)
雇用期間	期間の定めなし
試用期間	採用後6か月間
就業場所	(雇入れ直後) 熊本大学病院 (熊本県熊本市中央区本荘1-1-1) (変更の範囲) 熊本大学が定める範囲 (ただし、出向規定に従って出向を命じることがあり、その場合は出向先の定める範囲)
給与	<初任給> (基本給のみ。手当は別途支給。) 大学4年卒 月額 239,800円 短期大学・専門学校3年卒 月額 232,900円 ※臨床工学技士としての経験年数を有する方は、その年数に応じて上記金額に加算があります。 ※採用後、臨床工学技士免許取得までの間は、医療機器操作員としての雇用となり、上記金額よりも低額となる可能性があります。
昇給	年1回
賞与	年2回(6月・12月)支給
各種手当	通勤手当(支給限度額55,000円)、住居手当(支給限度額28,000円)、扶養手当、超過勤務手当、専門技師等手当、ME機器業務従事手当、待機手当、医療職員等特別手当(月額9,000円)等
勤務時間	原則4週8休の交替制勤務 ○日勤 原則 8:00~16:45 遅番 8:30~17:15、9:30~18:15、10:45~19:30、12:15~21:00 を行う場合もあります。(1時間の休憩を含む) ○夜勤 15:30~翌8:30(1時間30分の休憩を含む)
休暇等	年次有給休暇 年間20日(初年は採用日によって異なります) ※年度末に残りの休暇を、最高20日を限度に翌年度に繰り越せます。 特別有給休暇 夏季、結婚、産前、産後、忌引き休暇等があります。 その他 病気休暇(有給)、育児休業等があります。
保険	文部科学省共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険
その他	退職金制度あり 受動喫煙防止のため、敷地内禁煙としております。

※初任給・各種手当・昇給・賞与については本学給与規則の定めによります。

上記の処遇は令和8年7月1日現在のものです。